

＜ガイドラインの主な改訂ポイント＞

○災害時の対応は飼い主による「自助」が基本

災害時の行政の支援（公助）は人間の救護が基本である。初期には、ペットに対する公的支援は期待できないので、飼い主は自らペットの健康と安全を守る責務を負うことについて記載するとともに、改めて飼い主は、災害時においても、避難所等で他の避難者に迷惑をかけないよう適正な飼養管理を行う責務を負うことを記載。

○自治体等が行う災害時のペット対策の意義

災害時に行政機関が行うペット対策は、被災者である飼い主を救護する観点から、被災者がペットを適切に飼養管理できるように支援するものであることを記載。

○救護活動の対象となるペットの考え方

災害時に救護対象とするペットの範囲をあらかじめ明確にしておくことが必要であることを記載。

○「同行避難」の考え方の再整理

「同行避難」とは、ペットと共に移動を伴う避難行動を行うことを指し、避難所等において人とペットが同居することを意味するものではないことを改めて明確にするとともに、「同行避難」は、飼い主自身の身の安全確保が前提であることを強調。

○広域支援体制の整備、受援の準備

各自治体や地方獣医師会等が前もって、受援のあり方を検討し、支援の受入れの条件や環境を整備しておくことが必要であることを記載。

○現地救護本部の事前立ち上げ

大規模災害時には、平常時に行っていた自治体による動物の保護等が行えなくなることもありえる。そのため、現地動物救護本部の立ち上げについて、自治体や地方獣医師会等において事前に取り決めを行っておくことが重要であることを記載。